

要請文

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

不法就労等の外国人労働者問題につきましては、常日頃から一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年における社会・経済の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人が増大しています。また、昨年4月から新たな外国人材の受入れ制度が開始され、さらに、2021年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、今後外国人の訪日や滞在が大幅に増加することが予想されます。

我が国の雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い求人が減少するとともに、外国人新規求職者の増加が見られるなど、依然として厳しい状況にある一方で、近隣諸国との賃金格差や一部業種等にみられる人手不足の状態等を背景に、本邦での不法就労を企図する者が後を絶たず、不法残留者数は8万2,616人（令和2年7月1日現在）に及び、不法入国者、不法上陸者等を合わせるとそれ以上の不法滞在外国人がいると推測されます。

これら不法滞在外国人は、我が国の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、様々な分野にわたって深刻な問題を惹起していることから、関係省庁においては、外国人労働者の適正な就労促進と不法就労の防止について、関係機関・団体の方々に対して啓発を実施するとともに、ご協力をお願いしているところです。

既にご承知のとおり、就労できる在留資格や許可を受けていない外国人を雇用（アルバイトを含む。）した場合、その事業主についても出入国管理及び難民認定法の規定により処罰の対象とされております。

このような事態を防ぐためにも、外国人を雇用（アルバイトを含む。）する場合には、まずその者の在留カード及びパスポートを見て、在留資格と在留期間を確認するとともに、不明な点については関係機関に確認を行うようお願いいたします。

また、雇用後に外国人が失踪した場合には、何らかの事件・事故に巻き込まれた可能性も考えられますので、速やかに関係機関に届け出ることが重要です。

つきましては、これらの諸問題についてご理解いただきますとともに、貴団体に所属する事業主の皆様にも、外国人の不法就労の防止について、注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

経済団体の長 殿

令和2年11月

福岡出入国在留管理局
福岡労働局
九州管区警察局
福岡県警察本部